

2025年度政府保証電力広域的運営推進機関債発行に係る
引受会社候補及び受託事務等委託先の募集について
(案)

電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の55の規定による 2025 年度政府保証電力広域的運営推進機関債(以下、「機関債」という。)の発行に当たり、引受会社候補及び受託事務等委託先(以下、「受託会社」という。)の募集をすることとしたい。

なお、引受会社候補の選定結果及び受託会社の落札結果については別途理事会に報告する。

また、各債券発行に当たっては、理事会による実施承認のうえ、経済産業大臣認可の手続きを踏むとともに、引受会社及び受託会社との契約については、機関債引受に係る入札による条件等の決定後、理事会議決を踏まえ事務局長決裁により締結し、理事会へは契約内容を速やかに報告することとする。

1. 2025 年度機関債発行計画

1 年債	3,000 億円
2 年債	1,500 億円
計	4,500 億円

※上記年限・金額等については、市場環境等により変更する場合がある。

2. 引受会社候補の募集(別紙1参照)

(ア) 選定方法

国債の落札実績及び政府保証債の引受実績を基に7社以内を選定

(イ) 引受手数料

1 年債:額面 100 円当たり 4.5 銭(税別)

2 年債:額面 100 円当たり 5.0 銭(税別)

3. 受託会社の募集(別紙2参照)

(ア) 選定方法

受託手数料による一般競争入札

(イ) 元利金支払手数料

元金償還手数料:元金 100 円につき金 0.075 銭(税別)

利金支払手数料:元金 100 円につき金 0.075 銭(税別)

4. スケジュール(案)

2025 年 1 月 22 日(水) 募集公告

2025 年 2 月 13 日(木) 募集及び入札締切

2025 年 2 月 19 日(水) 理事会報告(引受会社候補、受託会社選定結果報告)

2025 年 3 月 5 日(水) 理事会議決(機関債発行の実施について(4 月機関債発行(5 月借換分)及び受託会社の認可申請))

2025 年 3 月末	2025 年度予算成立、認可受理
2025 年 4 月 16～18 日	入札(条件決定)
入札翌日	事務局長決裁(引受契約及び受託契約の締結)
2025 年 4 月 23 日(水)	理事会報告(入札結果並びに引受契約、受託契約締結の報告)

以 上

2025 年 1 月 22 日
電力広域的運営推進機関

引受会社候補の募集について

【応募要件】

- ① 財務省の「国債に係る入札参加者一覧」に掲載された金融機関であること
- ② 2023 年度以降 2024 年 12 月末迄に国債の落札実績又は政府保証債の引受実績があること
- ③ 2025 年度に電力広域的運営推進機関が実施する政府保証債の全ての入札に応札すること
- ④ 本募集内容について了承すること
- ⑤ 当機関の政府保証債の引受能力や販売体制等に問題がなく、財務状況等に懸念がないこと

1 提出書類

- (1) 引受会社候補の選定に係る申込書兼入札参加確約書

別添の様式に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

- (2) 国債の落札実績又は政府保証債(10 年を除く)の引受実績(発行日ベースで 2023 年度以降、2024 年 12 月末まで、年度別に落札額又は引受額を記載)

- (3) 国債の落札実績又は政府保証債(10 年を除く)の引受実績がない場合は、公募地方債、財投機関債(貸付債権担保住宅金融支援機構債券を除く)又は公募普通社債の引受実績を記載

※(2)の実績がない場合のみ(3)を提出

- (4) 政府保証債の引受・販売体制

- ・引受及び販売部署の概要(引受部門、シンジケーション部門、販売部門(含む支店網)と相互の連絡体制、専任担当者の有無等)
- ・国内販売拠点数 等

- (5) その他(債券販売に係る特筆すべき事項等)

(注)(2)～(5)の様式は任意。

2 提出方法及び提出先

下記アドレス宛電子メールにてお送り下さい。

電力広域的運営推進機関 総務部会計室

E-mail: kaikei-o@occto.or.jp

3 提出期限

2025 年 2 月 13 日(木) 16:00 必着

4 引受会社候補等の選定方法

(1) 引受会社候補の選定

応募者を対象に当機関にて、上記【応募要件】に照らして審査を行い、引受会社候補を選定します(選定結果の公表は 2 月下旬を予定しています)。

(2) 引受会社の選定

各回、引受会社候補を対象にイールドダッチ方式による入札を行い、引受会社の選定及び引受額を決定します。

① 引受会社及び引受額の決定

- ・ 低い利回りの札から順に発行予定金額に達した利回り(以下、「落札最高利回り」)までを落札として、全ての落札先を引受会社として指名します。落札最高利回りにおける応募札を全て落札すると発行予定額を超過する場合は、落札最高利回りにおける応募額に応じて案分処理(注)を行います(発行額を上回る落札は行いません)。

(注) 落札最高利回りにおける必要落札額 ÷ 落札最高利回りにおける応募額合計 × 100 = 案分率(小数点第 5 位以下切り捨て)

② 事務幹事の決定

- ・ 落札額が最も多い引受会社 1 社を事務幹事とし、契約書作成等の事務を行っていただきます(落札額の最も多い引受会社が複数ある場合には、当機関の定めた基準により決定します)。

③ 発行条件の決定

- ・ 発行条件は、落札最高利回りを表面利率(0.001%刻み)とし、発行価額は 100 円とします。但し、市場動向等により変更する場合があります。

5 その他重要事項

(1) 応札条件

① 応札義務	2025 年度中に実施される全ての政府保証電力広域的運営推進機関債入札への応札(ただし、応札利回りが市場実勢から著しく乖離し、相応な利回りでの応札ではないと判断される場合には応札として認めないこととし、2025 年度の引受候補会社から除外する場合があります)
② 情報提供	各入札日の前営業日の 14 時までに当機関指定のインディケーションを提出 落札者は、指定時刻までに販売状況報告書を提出
③最低応札額	各回の発行予定額の 20%
④応札上限額	各回の発行予定額
⑤応札額一口の金額	10 億円単位でその整数倍
⑥値幅制限	応札利回りの最低と最高の差は 0.05%以内
⑦応札本数制限	最大 10 本
⑧応札利回りの刻み	0.001%

(2) 引受手数料

1 年債:額面 100 円当たり 4.5 銭(税別)

2 年債:額面 100 円当たり 5.0 銭(税別)

(3) 留意事項

引受会社候補に指定した場合でも、当機関が引受会社候補として不適切と判断した場合には、年度途中であっても引受会社候補としての資格を停止することがあります。

以上

電力広域的運営推進機関 御中

引受会社候補の選定に係る申込書兼入札参加確約書

2025 年度の政府保証電力広域的運営推進機関債の引受会社候補の募集に応募します。また、引受会社候補に選定された場合には、2025 年度に実施される政府保証電力広域的運営推進機関債の全ての入札への参加を約束するとともに、応札条件を厳守することを確約します。

なお、当社は「反社会的勢力」とは一切関係がないことを表明します。

2025 年 月 日

(会社名)

(責任者名・印)

当該入札事務(当該入札にかかる入札書等の作成及び送信等)を担当する部署、責任者及び担当者は下記の通りです(内容に変更がある場合には、当該内容を反映させた別表を提出いたします)。

【担当部署、責任者及び担当者】

担当部署	部署名: 所在地: TEL: FAX:
責任者及び担当者	①責任者(1名) 部署名: 役職名: 氏名: 電話番号:
	②担当者(複数可) 部署名: 役職名: 氏名: 電話番号: 部署名: 役職名:

	氏 名: 電話番号:
メール・アドレス	①入札時に使用するアドレス(複数不可): ②その他のアドレス(複数可)

以上

受託会社の募集について

電力広域的運営推進機関は、次のとおり入札を実施いたします。

【応募要件】

- ① 一般債振替制度の対象債券に係る受託会社としての実績があること
- ② 株式会社証券保管振替機構より発行・支払代理人として審査・承認を受けた金融機関であること
- ③ 一般債振替制度の下で、政府保証債の新規記録情報の確認及び承認並びに払込金の受領等、債券の管理業務を円滑に行える体制を持っている者

1 提出書類

- (1) 受託会社の選定に係る申込書
 - ・ 別添 1 の様式に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
- (2) 政府保証債の受託実績(発行日ベースで 2023 年度以降、2024 年 12 月末まで)
 - ・ 発行体別年限別に件数を明示
- (3) 受託手数料率
 - ・ 別添 2 の様式に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
- (4) 受託業務を担当する部署の概要・体制(含む事務部門)、非常災害時のバックアップ体制
 - ・ 本案件における責任者・担当者の所属部署、役職、氏名、電話番号(含む緊急時につながる電話番号)、メールアドレスや担当部署間、担当者間等のフォロー体制を詳細に記載
 - ・ 非常災害時等の対策、バックアップ体制について記載
- (5) その他当機関へのサポート体制(制度等改正への対応、情報提供等)等
- (6) その他(本件業務等に係る特筆すべき事項等)
 - ・ (注) (2)、(4)、(5)、(6)の様式は任意。

2 提出方法及び提出先

下記アドレス宛電子メールにてお送り下さい。

電力広域的運営推進機関 総務部会計室
E-mail: kaikai-o@occto.or.jp

3 提出期限

2025 年 2 月 13 日(木)16:00 必着

4 機関債管理者の選定方法

応募者を対象に、当機関において提出書類の内容を総合的に審査し、受託会社を選定します(選定結果の公表は 2 月下旬を予定しています)。

5 その他重要事項

(1) 2025 年度発行予定の政府保証電力広域的運営推進機関債に係る元利金支払手数料

元金償還手数料:元金 100 円につき金 0.075 銭(税別)

利金支払手数料:元金 100 円につき金 0.075 銭(税別)

(注)当該手数料は変更する場合があります。

(2) 新規記録手数料

株式会社証券保管振替機構の定める料率による。

以上

電力広域的運営推進機関 御中

受託会社の選定に係る申込書

2025 年度の政府保証電力広域的運営推進機関債の受託会社となることを希望します。

2025 年 月 日

(会社名)

(責任者名・印)

(連絡窓口：担当部署、担当者名、所在地、電話及び FAX 番号、E-mail アドレス)

2025 年 月 日

2025 年度に発行する政府保証電力広域的運営推進機関債
に係る受託手数料率について

(会社名)

(責任者名・印 (注：別添 1 と同一人・印のこと))

	発行予定額(A)	手数料率(B) (額面 100 円あたり)	手数料額 (A×B×1.1)
1 年債	3,000 億円	銭	円
2 年債	1,500 億円	銭	円
合計	4,500 億円	—	円

(注) 受託手数料は、募集の受託会社としての管理業務に加え、発行代理人及び支払い代理人としての発行事務及び期中事務にかかる手数料とします（元利金支払手数料及び新規記録に係る手数料は含まれません）。